

## 第 173 回練馬区緑化委員会 会議の記録

### 環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 5 年 11 月 6 日（月）午後 2 時 00 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 副会長：横田樹広  
委 員：浅海義治 しばたさちこ 倉田れいか  
白石けい子 のむら説 岩瀬たけし  
関洋一 清水則行 荒木久美子 富本操  
飯塚裕子 井口良男 西貝嘉隆  
鈴木正明 福島孝人 木内幹雄  
理事者：都市農業課長 環境課長 都市計画課長  
開発調整課長 道路公園課長（維持保全担当  
課長兼務）  
事務局：環境部長 みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 3 名
- 6 次 第 1 開会  
2 審議事項  
練馬区みどりの総合計画の中間見直しについて  
（諮問第 210 号）  
3 報告事項  
(1) 保護樹木の新規指定について  
(2) 保護樹木の指定解除について  
4 その他  
5 閉会

### 7 会議内容

副会長 ただいまから第 173 回練馬区緑化委員会を開催します。  
本日は会長が欠席のため、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第 5 条第 4 項に基づき、私が会長の職務を代理します。  
それでは、事務局から本日の配付資料、委員の出席状況等について、説明をお願いします。

事務局

本日の配付資料を案内します。

( 配付資料の確認 )

委員の出席状況を報告します。ただいまの出席委員数は17名です。委員20名の過半数が出席していますので、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第6条第2項に基づき、委員会は成立しています。

副会長

それでは、次第2の審議事項に移ります。

審議事項は、「諮問第210号 練馬区みどりの総合計画の中間見直しについて」です。

みどりの総合計画の中間見直しは、令和4年8月に諮問を受け、委員の皆様から様々な意見をいただきました。今回の審議で答申内容をまとめたいと思います。

前回の委員会で出た意見についてまとめた資料1については、各自確認いただき、何かお気づきの点があった場合は、事務局までお知らせください。

答申案としてまとめた資料の2について、事務局から説明をお願いします。

事務局

( 資料2について説明 )

副会長

資料2のうち、別紙1や別紙2に関して、事務局からの説明に対して質問、意見等がありますか。

A委員

本日の委員会の主旨がうまく理解できていないのですが、この答申案に対してさらに何か意見を出していいのでしょうか。

副会長

基本的には、この見直しの方向性が十分かということを確認いただき、もし不足がある視点があれば意見をいただければと思います。

A委員

別紙1の2ページ目「農地」についてですが、主な現状・課題で、「農業者に加えて学校法人や事業者などへの生産緑地の貸借のあっせんを進めている」という記載があります。可能であれば、福祉の分野にもこういうこと

を進めていただけないかと思い、意見を述べさせていただきます。

私は社会福祉士という仕事をしています。現在、元気な高齢者や仕事を求めている障害者たちが、就労の場や日常の活動場所を探しています。区内にはあまり土地がなく、農地を貸してもらうことが難しく、そのような福祉事業の展開ができません。

区内で、新しい形で福祉と緑化事業がうまく提携できていくと、区民にとってすごく良いことになるのではないかと思います。

うまく説明できませんが、そういうところへも広げていくような道筋を描いていけたらいいなと思いました。

副会長

委員から話のあった、主な現状・課題に対する見直しの方向性としては、貸借のあっせんの推進になると思いますが、農福連携に関して、事務局としていかがですか。

都市農業課長

まず貸借の現状についてです。数は少ないですが、福祉の活動をされている方への農地の貸借は、実際に行われています。

今回の主な現状・課題の記載については、生産緑地の貸借という形になります。生産緑地というのは制度上どうしても、農地として維持管理していかなければならない枠組みがあり、農地の適正管理ができるかどうかという点が事務上のハードルになっているのは事実です。

一方、そのような団体の方でも貸借の事例があることは先ほど紹介しましたが、基本的に農地を維持しつつ、福祉との連携が可能かということについては引き続き検討を重ねていきたいと思います。

別紙1の主な現状・課題で記載している、事業者という表現の中には福祉団体も含めています。

継続してそういったことも模索していきたいと思っています。

A 委員

区内は大きな福祉法人だけでなく、小さな事業者も多くあります。大きな事業者だけが手を出せるのではなく、小さな事業者を行政がつなぐことで、より参加しやすくなると思いました。

副会長 基本的には、継続の中で農福連携の充実を図っていくということで、答申としてはこの記載のままでよろしいですか。

承知しました。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

B 委員 同様に、「農地」の主な現状・課題の中で、「農業者に加え、学校法人」という表現があります。この内容について詳しく教えてください。

都市農業課長 貸借の事例の中で、農業者が農業者に土地を貸すという事例が主軸ですが、生産緑地をいかに残していくかという中では、農業者以外の方が農地を活用できる可能性を模索していかなければならないと考えています。

学校法人という記載があるのは、現状そのような事例があるためです。学校教育の一環として農作物の作り方や、食育につながるような事例など、そのような活用が実際に行われています。このような農地の活用というのも今後は広げていきたいという趣旨で記載しています。

B 委員 学校法人の中には公立の小中学校、高校も含まれますが、私は児童相談所で子供たちの学習の手伝いをしていることもあり、そういうハンディを持っている子どもたちにとっては、土に触れることは心の安定につながると、長く公立小学校で学校経営に携わっていた者としても実感しています。ぜひそういうことを大事にしてほしいと思います。

副会長 ほかにいかがでしょうか。

C 委員 先ほど説明いただいた別紙2は、前回の緑化委員会の皆さんから出された意見が青く記載されているということだったと思いますが、例えば一番上の、満足度80%は何のために目指しているのか分かりやすく示してくださいという委員からの意見の記載があります。それは具体的に何らかの形で反映していただいたのか。前回出た意見がどのような形で活かされたのかを教えてください。

みどり推進課長 別紙2についてですが、前回の委員会の意見については、赤字で記載しています。青字については、前回も項目として記載していたが、表記が少し分かりにくい箇所等があったため、改めて整理しました。

別紙2の取扱いですが、資料2の答申文に記載のとおり、今回の中間見直しは、これまでやってきた施策についてその内容の方向性について中心に議論いただきました。議論した内容については、別紙1にまとめています。しかし、実際に審議を進める中で、施策の方向性に関するもの以外についても様々な意見等をいただきました。その意見等についても、参考にされたいという形で位置づけし、今回の答申として考えています。

C委員 今回の議論の中で、全体として計画に盛り込んだもの、意見としていただいたものがあると思います。例えば、グリーンインフラやグレーインフラの話、SDGsの話というのでも出ています。とても大事な概念であるため、今回の計画の中に直接入らないにしても、この計画を実施するに当たり、委員会の皆さんの意見としてぜひ区の施策に活かしていただきたいと思いますが、いかがですか。

みどり推進課長 いただいた意見については、次回の改定のタイミングや、施策を推進していく中で検討するものと考えています。グリーンインフラやSDGsといったものについては、考え方自体は区としてもそれに合わせてやっているところであるため、引き続きそのような形で取り組んでいきたいと考えています。

副会長 ほかにかがですか。

D委員 別紙1の「農地」の主な現状・課題の3番目、「農業者の高齢化や人手不足など個別ニーズに即した支援が必要」と記載があります。農地が減っているのはやはり相続や、後継者不足だと思いますが、区では空いた土地を他の方へ貸すという形での関わりだけなのかと思いました。

J Aとの関わりについて、J Aはどのようなことをし

ているのか少し調べたところ、J Aの仕事の中に新規就労者の育成という部分がありました。ところが、東京都は0件とホームページに記載されていません。とすると、後継者がいないため、相続が発生すると農地は減っていくしかない。どのようにJ Aと関わって農業就労者を増やし、農地を継続していくことができるのかと思いました。その辺を教えてください。

都市農業課長

農地の後継者については、区と管轄するJ A東京あおぼとで緊密に連携を取っています。実際にJ A東京あおぼと区で協定を結んでおり、様々な農地保全に取り組もうという形になっています。

担い手をどのように育成していくかというのは非常に大きなテーマです。現在、実際に農地の担い手になる方は、基本的に家業として農業をやられている方の御子息が担うというケースが多く、そのような方々は、比較的にスムーズに農地を担われます。

一方、今まで全く農業に触れてこなかったが農業をやってみようと思う方も多くいます。そのような方々への育成というのは、まずは東京都全体で育成する場をつくらうということで、八王子に農業を勉強する学校などがあります。そのような場で勉強された方が、農業をするエリアを探すときに、J Aと区のつながりで様々な場所をあっせんするなどしています。

全く農業に触れていない方を、プロまで育成するというのは非常に難しく、大きく件数を伸ばすことが難しい状況ではありますが、東京都、それからJ Aと区の連携など、なるべく可能な限り農地の後継者を見つけていこうという取組を進めています。

副会長

ほかにいかがですか。

E 委員

別紙1「樹林地・大木」の見直しの方向性の上から2番目、「所有者へのヒアリングに基づいた、保護樹木の本数や大きさに応じた補助の拡充」を盛り込んでいただきありがとうございます。

3年に1度の補助期間をもう少し見直せないかという、話を最近いただきます。大きさもありますが、種類によ

っても1年に1回は剪定した方がよい木もあり、そのような声を最近よく聞きます。そのため、もし間に合えば種類という文言も入れていただけるとありがたいと思います。

みどり推進課長 保護樹木・樹林所有者の維持管理に関する負担軽減について検討を進めています。今後、所有者にヒアリング等を実施し、実際にどのようなことに困っているのかを確認して適切に対応していきたいと考えています。

現状の補助制度は、剪定費用の2分の1と幹周あたりの限度額の低い方を補助していますが、工事費の高騰などで2分の1の金額を補助できていない状況です。この状況の解消にまず取り組んでいきます。適切に管理するためには、3年に1度ではなく頻繁な周期でといった声もいただいているため、そのようなことも含め、検討を進めていければと考えています。

記載については、正副会長と相談し検討させていただきます。

副会長 拡充の中で運用的に行うべきものなのか、補助制度の一律的な定義の中に種類というものを含めるべきなのか、運用と併せて検討させていただきます。

F委員 答申内容の方向性について、2点あります。

1点目は、別紙1「公共施設」の見直しの方向性の中で、「大木や老齢木の計画的な更新に向けた方針や計画の作成」についてです。先駆的かつ重要な取組であるため、とても期待している内容です。

先日、ランドスケープコンサルタンツ協会というコンサルタンの団体と話す機会があり、公園の樹木の高木化、大木化は全国的な課題になっている一方、樹木の更新計画を持ち合わせた公園行政が進められていないという課題があり、この協会としても、研究会の中でその対策を議論していると伺いました。

樹木の高木化、大木化は、憩いの場や散策路の日当たり、林床植物の生育環境や景観の維持、公園管理の手間や費用面の増大、樹木の落枝や倒木の危険性などに影響を与えていると思います。そして、これらの問題は公園だけ

に限らず、多くの樹木が植栽された団地でも同様に起こっており、今後の都市のみどりやまちづくりの非常に大きな共通課題になると思っています。

区がこれらの問題に処する全国モデルとなるような樹木更新の考え方や計画を先駆的につくり発信することで、これからの公園行政や、都市のみどりの維持管理と育成の在り方についてぜひ一石を投じていただきたく、非常に期待しています。

2点目は、別紙1「宅地」の「地域ぐるみでの緑化の推進」の見直しの方向性の中で、「地域住民や団体」という文言を入れていただきありがとうございます。この内容の確認ですが、個人の維持管理を支え合う仕組みについて地域住民や団体と協働して検討するのか、仕組みをつくった後に具体的な現場において地域住民や団体と協働し具体的な支援を行っていくということなのか、どちらにも捉えることができる記載だと思います。その内容を確認させてください。

みどり推進課長 まず、樹木の更新計画については、応援していただく意見をいただきありがとうございます。

例えば、学校では、大きく成長した地域に親しまれている樹木が多くあります。学校等の更新、改築の際に、全部ではありませんが、地域に親しまれたものをいかに残していけるかという部分も含め、更新の考え方を1つ1つ積み重ねて検討をしていきたいと考えています。

2点目の質問ですが、住宅地におけるみどりについては、個人で維持管理をしていく難しさという大きな課題があります。この課題を解決するため、新規の取組として記載しています。

検討していく段階においても、当然地域の皆様の考えや現状を確認する必要があります。そして、実際に取組を始めていくには、地域の皆様の協力なくしてできるものではないため、地域の皆様との協働を前提にした仕組みづくりを考えていきます。

F 委員

地域ぐるみの緑化の推進については、仕組みづくりと現場の支援について、地域住民や団体と協働しながら実施していただきたいと思います。

もう一点質問ですが、今後の進め方について確認させていただきます。

区民に分かりやすく、共感を持たれる記載内容に計画をまとめていくということがとても大切だと思っています。策を具体的にイメージできる表現や、さらには協働でみどりのまちづくりを進めていくために、区民の人材を掘り起こしていけるような、そのようなところまで踏み込んだ表現になるといいと思います。

今後の計画の取りまとめのスケジュールを教えてください。また、今後の緑化委員会の役割は、例えば計画素案ができた段階でそれについて何か意見を求めるような機会があるのか、それとも今回の答申で終わりなのかについても教えてください。

みどり推進課長 今後のスケジュールについてです。本日の答申は、緑化委員会として、総合計画の中間見直しの施策の見直しの方向性についてまとめいただきたいと考えています。

その後、答申を踏まえ総合計画の改定版の素案を作成します。素案の作成においては、区民の皆様が政策がより分かりやすく、参加してみようという気持ちになるような内容にしたいと考えています。素案は、議会等に報告した後、区民の皆様に向けてパブリックコメントを実施し、成案化に向けて進めていく予定です。

委員の皆様についても、パブリックコメントを実施しますので、この中でぜひ意見等をいただければと考えています。

F 委員 分かりました。内容を期待していますので、よろしくをお願いします。

副会長 12月から1月にかけてパブリックコメントの予定とのことです。

G 委員 別紙1「宅地」の「地域ぐるみでの緑化の推進」の見直しの方向性の中で、「個人のみどりの維持管理を支えあう仕組みや支援を地域住民や団体と協働して検討」と記載がありますが、「検討・合意形成を図る」という文言を追加するのはいかがですか。

みどり推進課長　まず、調査等も含めて、地域の状況などの確認から始めていきたいと考えています。そういった中で地域の声や実情を聞きながら、仕組みをしっかりと検討していきます。

次のステップとして、具体的な地域でどのようなことができるのか、地域の皆様の合意形成を図りながら検討していきます。そのため、まずは検討ということでやらせていただければと思いますがいかがでしょうか。

G 委員　　はい。よろしく申し上げます。

副会長　　検討の先には合意形成が必要になります。それも見据えての検討ということで理解いただければと思います。  
ほかにいかがですか。

H 委員　　別紙 2 の中で、全体的な傾向として夏の猛暑や、みどりの保全と環境の関係は今後の大きな課題だと思っています。別紙 1 の施策のカテゴリーの中に、環境との関係でみどりの在り方もあればと思います。みどりを育むだけでなく、生活や地球環境の中に大きな役割をみどりが担い始めていることをもう少し強調した方がよいと考えます。

このタイミングにはなりますが、重要な課題だと認識しているため考えを聞きたいと思います。

副会長　　横断的な事項かと思いますが、いかがですか。

環境課長　　気候変動や温暖化対策を含め、全体的な地球環境に関わるような部分でもみどりは、グリーンインフラや二酸化炭素の吸収効果など、非常に着目されています。先日、策定した環境基本計画の中で、気候変動やそのような中でのみどりの果たす役割について、例えば生物多様性に対してなど記載しています。別紙 2 に記載のあるとおり、グリーンインフラや生物多様性に関する話など、今回の緑化委員会の中でも意見をいただいています。

この部分については、みどりの総合計画の中間の見直しではなく、当然これから区全体としてやっていく環境

施策の中で、この答申でいただく意見を踏まえて様々な施策を展開していきたいと考えています。そのような関係で整理し、ご理解いただければと思います。

H委員

環境基本計画を拝見し、ハウスの農作物等、分野横断的なトリジェネレーションに取り組むなど、11月でも暑い日が続く等、気候変動が著しい状況の中で、区が先駆的な取組をしていくことを、区民にも示すことも必要と思ったため、このような意見をさせていただきました。

副会長

計画全体に対する意見は、別紙2として今回の答申に含まれます。この記載の観点を踏まえて、施策を推進してくださいという扱いになっています。

私も別紙2「計画の推進」の項目で、同時解決を図っていくということを広げていく必要があるのではないかと意見させていただきましたが、別紙2を参考としていただくという考え方で理解いただければと思います。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

今後パブリックコメントもあるため、意見等があれば、パブリックコメントへの意見という形でぜひ検討してください。

本日は様々な意見をいただきました。文言の記載に関する意見については、会長と私に一任いただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、最終的な答申文は後日郵送という形にさせていただきます。

今後のスケジュールは先ほど説明がありましたが、事務局から何か補足等がありますか。

事務局

スケジュールをもう一度説明させていただきます。

本日いただいた答申を基に素案をまとめます。

その後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施します。素案については、委員の皆様にも送付します。ぜひ意見等いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

いただいた意見等を基に案としてまとめ、3月末には計画を策定する予定です。

副会長                    ありがとうございます。よろしく申し上げます。  
それでは、次第3の報告事項に移ります。まず「(1)保護樹木の新規指定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局                    前回の委員会以降、保護樹木の新規指定は3本ありました。  
1番から3番は、民有地にある樹木です。いずれも調査の結果、条件を満たしていたため、保護樹木として新規指定しました。

副会長                    何か質問、意見等がありますか。

C委員                    指定番号2221について、指定された樹木は建物の近くにあり、かつ隣地にも非常に近くに位置しています。今後の適切な維持管理というのも重要になってくると思いますが、その点について指定の際に検討をされていますか。

みどり推進課長        新規指定する際に所有者の方と面会し、様々な話をしています。指定の条件にも適切な維持管理という点があり、今後も適切に維持管理していくこともお話させていただいています。そのために必要な剪定費の補助等をさせていただき、長く健全に育成していただくことを前提に指定しています。

副会長                    ほかにいかがですか。

A委員                    私もこの資料の写真を見て同じことを思いました。  
戻って申し訳ないのですが、別紙1の、「樹林地・大木」の課題の中で、「安全管理に不安を感じている」という文言がすごく気になります。剪定だけではなく、安全管理の不安感情というようなものをもう少しサポートするなど、寄り添えるような施策ができればと思いました。

みどり推進課長        保護樹木・樹林に指定した場合、台風などによる近隣への影響というのを非常に心配されている方が多いため、保険に加入しています。  
その他、強風で枝が折れかかってしまい、今にも落ち

てきそうなど緊急の場合、所有者ですぐに対処するのは難しい状況があります。このような場合も、区のほうで緊急的な除去作業をしています。

副会長

ほかによろしいですか。

続いて、「(2)保護樹木の指定解除」について説明をお願いします。

事務局

前回の委員会以降、保護樹木の指定解除は6本です。

1番は、氷川台2丁目の神社敷地内のクヌギです。解除理由は、令和4年度の区の精密診断で不健全との結果が出たためです。

2番目は、大泉学園町5丁目の私有地内のケヤキです。解除理由は、所有者の方が高齢になってきたため、落ち葉の処理や剪定費用の捻出等、適切な維持管理が困難となったためです。

3番目は、関町南4丁目のマンション敷地内のケヤキです。解除理由は、令和4年度の区の精密診断で、不健全のため倒木の危険性ありとの結果が出たためです。

4番から6番は、上石神井4丁目の私有地内のイチョウです。解除理由は、いずれも土地利用のためです。所有者の方には、伐採後の代替植樹について話をしています。

副会長

何か質問、意見等ありますか。

I 委員

指定番号1993および1530は、腐朽が解除理由になっていますが、当然これまで行政も適切な維持管理に努めてきたと思います。腐朽していく原因というのはどういったことがありますか。

みどり推進課長

腐朽の原因は様々ありますが、一つは、保護樹木は立派な大木が多いため、樹齢もかなり重ねている状況です。老齢化が大きな理由になっているのではないかと理解しています。

副会長

ほかにかがですか。

I 委員

指定番号234は、高齢のために適正な維持管理が困難

という理由でした。このような場合に、例えば行政が維持を一定程度代行するなどの形で指定解除せずに済むような方法などはありませんか。

みどり推進課長 高齢による指定解除は、今後も発生し得る大きな課題だと認識しています。保護樹木を適切に管理していただくため、先ほども話がありました剪定費の補助、不安に対する対応、台風等の災害に対する対応等、様々実施しています。

その他、解除理由のひとつとして、落ち葉による近隣の影響もあります。こちらについては少しずつではありますが、ボランティアの方による落ち葉清掃なども開始し、地域で支え合う仕組みづくりに取り組んでいます。地域で親しまれている保護樹木を維持管理していくため、今回の総合計画の中にもありますが、地域として守っていく仕組みづくりをしっかりと検討し、取組を進めていきたいと考えています。

I 委員 指定番号 234 は、今後伐採されるのでしょうか。

みどり推進課長 指定解除の届出が出ているため、残念ながら伐採になると聞いています。

副会長 ほかにいかがですか。

H 委員 新規指定になった場合は、指定日から維持管理に対する剪定費の補助金が支給され、逆に、解除については指定から解除された月日のずれがあると思います。そこは年単位で見るとのでしょうか。それとも、月で支払いの在り方があるのでしょうか。維持管理の剪定補助について教えてください。

みどり推進課長 該当する日の年度に対応して補助しています。

H 委員 当該年度の支出になった場合、逆に解除となると解除時点で当該年度ではない、中途の感じがするのですが、そこはどうでしょうか。

みどり推進課長 指定解除の日をもって解除となるため、支援としては指定解除の日に終了となります。

H委員 当該年度で支出されていく、区の予算の関係もあるということで理解しました。

指定番号 234 は所有者が伐採をするということで、幹周からすると、多額の費用がかかると思います。それは所有者がその判断を納得されたということですか。

みどり推進課長 本件についても、所有者の方が残念ながら指定解除で伐採するという判断をしたという状況です。

H委員 分かりました。

指定解除後に所有者が伐採するかしないかは、区のほうで把握することはないのでしょうか。

開発調整課長 この規模になると、開発調整課のほうに伐採届が出てきます。本件の樹木に関しては既に伐採届が出ているため、今後伐採すると思われれます。

E委員 指定番号が 234 と古い番号のため、歴史のある樹木だと思われれます。この所有者の方も、伐採に至るまでおそらく、かなり悩まれたと思います。区側も所有者が伐採するという意志があるから受け入れますというのではなく、例えば地域の方と「この木を伐採せざるを得ない状況だが、皆様の協力があればもしかしたら維持できるかもしれない」、そのような話合いの場を設けるなど、なるべく維持していただきたい。適正な維持管理が困難であるという理由での伐採ほど悔しいものはないと思います。所管の苦労はあるかと思いますが、地域の方との話合いの場を設けるなど、なるべく維持をしていただく方向に力を注いでいただきたいと思いますがいかがですか。

みどり推進課長 このような保護樹木が伐採されるというのは、非常に残念なことです。先ほども少し話しましたが、このような地域の貴重なみどりを地域の皆様で守る仕組みづくりが大事になります。現在も少しずつではありますが、落

ち葉清掃などをきっかけに、そのような取組を広げていきたいと考えています。

今回の総合計画の見直しの方向性の中にも、地域と協働で検討していくという内容を盛り込んでいますが、そのような取組の一つとして、地域のみどりを皆様に守っていただく仕組みづくりの検討、協議の場というのはしっかり進めていきたいと考えています。

副会長                   ほかいかがですか。

J 委員                   新規指定より指定解除の件数が多いことが依然として続いている点が、大変残念だと思います。

指定解除の4番から6番の理由が土地利用のためとなっています。解除される場合、樹木植え替えをお願いしているとのことですが、現在の所有者にお願いをしても、その次に開発事業者に土地が移行された場合、どのような形で話がつながれていくのかを確認させてください。

開発調整課長           この規模の伐採の場合、その後の土地利用がかなり広い面積になります。300平米以上の土地利用の場合、緑化計画書を出すことになります。宅地分譲という形になると1つ1つの敷地が小さくなるため、このような大木を再度植えるということがなかなか困難になりますが、全体としては、空地の3割の緑化というのが義務づけられているため、将来的にはみどりが生育されると考えています。

J 委員                   いずれにしても、保護樹木になるレベルの樹木を育てるのは、代替といえども大変だと思います。

長年にわたって地域に親しまれた保護樹木が解除され伐採に至るということで、以前私が緑化委員会に所属していた際に他の委員の方が話していましたが、保護樹木の伐採された木を再利用するということはどうなのかというお話があったと思います。その後の検討状況はどのようなになっていますか。

みどり推進課長       伐採木の活用については、区の公共施設の伐採木でも同様の話をよくいただいている状況です。学校の場合、

建て替えた後の活用などで進んでいるという話を伺っています。

その他、桜の木など地域に親しまれていた樹木を残していくため、伐採木を活用して、みどりを守っていきこうといった機運につながるような取組や活用については、引き続き検討していきます。

J 委員

ぜひイベントなどで配布できるような、例えば練馬であれば「びいちゃん」や「ねり丸」などのキャラクターがプリントされた木のコースターなど、第2の活躍できる場として、伐採木を利用をしていただきたいと思います。そのため、引き続き検討をお願いします。

副会長

ほかいかがですか。

D 委員

以前も申し上げましたが、私の地域で大きな桜並木が2か所ありました。それを民有地に払下げすべて伐採されてしまい、本当にとても悔しい思いをしました。保護樹木ではありませんでしたが、あれほど立派な桜並木を業者が伐採してしまい、マンションを建ててしまいました。本当に悔しく残念でなりません。

練馬区には、美しい景観やみどりの景観はたくさんあります。そのような景観をピックアップし、後世にぜひ残していくため、所有者と区、地域の人たちで話し合い、残すような努力はできないのかと思いました。地域に住んでいる人たちは残してほしいということで嘆願もしましたが、駄目でした。所有者と区、地域の人たちで話し合うような機会を設けるなど、ぜひしてほしいと思います。

そのような取組はできないのでしょうか。以前も聞いた内容になりますが、みどりを残すためにもそれで本当にいいのかと思っています。

開発調整課長

区のみどりを愛し守りはぐくむ条例の中で、伐採届を出した樹木等の所有者に対して、区長から必要な助言または指導を行うことができることになっています。

委員から話のあった樹木に関しては残念な結果と伺っています。別の事例にはなりますが、桜の樹木で全部は

残せませんでした。宅地業者と話をした残した事例はあります。

しかし、建物が建て替わり分譲住宅地になるような場合、事業者としての収益などの面もあるため、思ったように話ができないというケースもあります。そのような場合は、伐採後の代替植栽に努めることになっているため、今後も引き続き努力はしていきたいと思っています。

D 委員

区も努力していただいているとは思いますが、もう少し踏み込んでできることはないのでしょうか。

植栽の緑被率を守れば、仕方がないということでしょうか。

副会長

伐採の届出が出たときに区長から意見、指導ができるということが制度の観点からは担保されているとのこと。一定規模以上のものに関しては指導や助言していただくのが、現在のやり方になると思います。

ただ、今回の報告事項としては、実態としてしか我々は議論できません。先ほど見直しの方向性の中で、別の委員から大木の定期的な更新に関する考え方の重要性について話がありましたが、公共施設や街路樹から率先してそのような仕組みづくりをしていくことで、少しでも住民の方々にもそれを意識してもらうことが、今回の見直しの中でできるとことなのではないかと感じました。

これは一般的に非常に普遍性の高い問題だと思います。ぜひ今後も意見や提案をいただければと思います。

その他、(2)保護樹木の指定解除について、質問などありますか。

I 委員

腐朽といった場合それに至るのは、例えば人間でいうと老衰や病気というものがあると思いますが、ほかにどのような原因がありますか。

みどり推進課長

腐朽が進んでいるということは、菌が入り込んでしまっていることなどが原因です。

先ほど老齢化という話をしましたが、老齢木になっていくほど菌などに対する抵抗や体力が落ちているため、広がりやすいといったことで腐朽が進む状況が多いと認

識しています。

I 委員 一般的には老衰によるものは手だてがないという認識かと思いますが、菌が入ることを防ぐことはできませんか。

みどり推進課長 難しいと認識しています。剪定した際の切り口や根から入ってしまうなど様々あるというのは私どもも聞いています。実際に区内の公共施設の樹木の伐採に関しても、腐朽が進んでいるという理由が多い状況のため、それが防げればと思いますが難しい状況です。

I 委員 防ぐのは難しいが、方法がないとも言えないと思うため、ぜひ善処していただき、できるだけ菌や病気による腐朽が進まないように対応していただければと思います。

みどり推進課長 定期的な剪定などで樹木を健全に維持していく取組を公共施設や民有地の樹木を含めています。そのような取組をしっかり継続していきたいと考えています。

副会長 ほかにいかがですか。

K 委員 腐朽の話の続きになりますが、保護樹木の所有者として近年非常に感じるものとして、夏の猛暑のせいもあるのかもしれませんが、以前に比べて毎年1本ぐらいのペースで枯れる木が出てきていることが気になります。以前と比べて、キノコがついたり、樹液が異常に出ている木などもあります。

何年かに1度、区のほうから業者の方に樹木の健全度を診断してもらっていますが、診断のパンをもう少し短くしていただけると、こちら細かい相談ができると思います。その辺の検討をお願いします。

みどり推進課長 保護樹木は、おおむね5年ごとに活力度調査ということで樹木医に外観診断をしていただいています。そこで異常が認められたものは、精密診断を実施しています。

昨今の暑さによる影響についてですが、区でも例年に

比べて落葉が早いなど異常な状況というのは確かに確認されています。このようなものについては、気候変動の状況もあるため、しばらく様子を見ながら対応していかなければいけないと認識しています。

診断周期については、意見を伺いながら検討を進めていければと考えています。

副会長                   ほかにいかがですか。

L 委員                   立野公園になります。桜の木などが今年になって3回倒れました。けが人はいみせんでしたが、区へ連絡したところすぐ対応していただきました。その後のほかの木に関しての調査等はしていますか。

維持保全担当           夏に公園の樹木の倒木があったことをきっかけとして  
課長                    周辺の樹木の状況なども、定期的には確認しています。

L 委員                   桜の大きな木の場所には入らないように柵をしていただきましたが、結局、人が入って根が腐ってしまったなどという話を聞きました。私は素人なのでその辺は分かりませんが、公園の奥にあるような樹木は調査の対象ではないですね。

維持保全担当           区立の公園は数も多く、頻繁に全てを同時に調査するのは難しい面もありますが、日常のパトロールなどの機会を捉え、樹木の観察といったチェックは適宜行っている状況です。

L 委員                   例えば、子供たちが通ったときに刺さってしまいそうな枝があり危ない場合、勝手に切ってしまうといいのでしょうか。

維持保全担当           そのような場合は出張所のほうに連絡いただければ  
課長                    適宜対応します。

副会長                   ほかにいかがですか。

F 委員                    せっかくなので話をさせていただきます。先ほどの更新計画等を重ね合わせて考えると、公園の木は最初に植えたものが生えているわけではなく、鳥などが種を運んできて勝手に生え、知らない間に大きくなっているような木もあります。そのような樹木も含めて、区民の方と協働してどのように管理していくかという観点で更新計画を考えていくことも重要ではないかと思いました。

副会長                    この報告事項に関してほかによろしいですか。

G 委員                    今年の夏の暑さで平成つつじ公園のつつじが大分枯れたように見えます。今後、状況を見て再生するのかどうかというのは区のほうで判断していると伺いました。クルメつつじというのは何年かに1回枯れているようですが、クルメつつじは公園の土壌に合っているのですか。

                                  一つは猛暑のためか随分枯れが目立つこと。大きい木が何年かに1回枯れているような気がするのですが。

道路公園課長            平成つつじ公園については、開園から30年近くが経過し、つつじの生育状況も昔ほどではないというのは区のほうも認識しています。

                                  今後全面的な改修を予定しており、その際につつじの生育状況をどのようにしていくのかということも課題と考えています。その原因についても今まさに検討している状況です。

副会長                    状況を共有できるような仕組みというのは非常に重要だと思います。今のようなお話は多々あるかと思いますが、どこかに集約的に共有して、地域のことを皆さんで一緒に考えられるような仕組みづくりというのも、更新の中の一環に入ってくるのではないかと思います。

                                  そのほかよろしいですか。

                                  それでは、以上で報告事項は終わります。

                                  最後に、次第4、「その他」について何かありますか。

C 委員                    先ほど、公園の管理について様々な話がありましたが、

石神井公園について、三宝寺池と石神井池でポンプが壊れ、1日1センチずつ水位が下がっているということ、地域の自然環境保護団体の方が非常に危惧されているという話を伺いました。現在、区にも問合せをしていますが、区としてどのように把握をされているのか、そして、この水位の減少に対してどのように区として対応ができるのかということをお教えいただけますか。

道路公園課長 先週、この件について問合せをいただきました。基本的には都が管理している部分だと認識していますが、事実確認を区としても進めている状況です。

C委員 もちろん東京都が管轄されていると理解していますが、水位が1日1センチずつ下がっているというのは非常に危険だと思うため、ぜひ区としても対応をお願いします。

副会長 ほかにいかがですか。  
最後に、事務局から次回日程についてお願いします。

事務局 次回の緑化委員会は、3月に開催を予定しています。日程は決まり次第、皆様にお知らせします。

副会長 本日も長時間にわたり審議いただきありがとうございます。以上をもちまして、第173回練馬区緑化委員会を閉会します。

— 了 —